

再生可能エネルギー・水素等関係府省庁連絡会議の開催について

平成 29 年 4 月 11 日
再生可能エネルギー・水素等
関係閣僚会議決定
令和 5 年 6 月 6 日
一部改正案

1. 再生可能エネルギー導入の最大限加速及び水素社会の実現に向けて、関係府省庁間の連携を強化するため、再生可能エネルギー・水素等関係府省庁連絡会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補
副議長 経済産業省資源エネルギー庁長官
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣官房新しい資本主義実現本部事務局長代理
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官
内閣府総合海洋政策推進事務局長
復興庁統括官
総務省大臣官房総括審議官
外務省経済局長
文部科学省研究開発局長
農林水産省大臣官房技術総括審議官
国土交通省総合政策局長
環境省地球環境局長

3. 会議の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

会議の開催に伴い、「再生可能エネルギー等関係府省庁連絡会議の開催について」（平成26年5月30日再生可能エネルギー等関係閣僚会議決定）は廃止し、これまで再生可能エネルギー等関係府省庁連絡会議で決定、検討した事項等については、会議に引き継がれるものとする。

再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議の開催について

平成26年4月11日
閣議口頭了解
平成29年4月4日
一部改正
令和5年6月6日
一部改正

1. 責任あるエネルギー政策の構築を図るため、特に、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会の実現等の推進に関する事項に関し、関係行政機関の緊密な連携の下、これを総合的に検討することを目的として、再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（海洋政策）、経済再生担当大臣及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。